

大阪狭山市民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書

大阪狭山市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会大阪支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、大阪狭山市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進に向けた取り組みを通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について連携・協力を図るものとする。

- （1）健康情報等の共有に関すること。
- （2）特定健康診査及びがん検診等の受診促進並びに特定保健指導の実施率向上に関すること。
- （3）健康づくりに関する事項の調査及び分析に関すること。
- （4）医療・介護・特定健康診査等のデータを活用した医療・介護サービスの連携に関する具体的な取り組みの検討及び実施に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項の連携・協力に必要な具体的事項に関しては、別途協議する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力にあたり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の1か月前までに、甲又は乙より終了の申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定める事項について疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の確実を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成26年7月29日

甲 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 乙 大阪市西区靱本町1丁目11番7号

信濃橋三井ビル6階

大阪狭山市

全国健康保険協会大阪支部

大阪狭山市長

支部長

吉田 友好

村松 俊彦